

須坂市農業委員会 令和2年2月総会 議事録

1 招集 令和2年2月28日(金) 午後3時00分

2 開会 令和2年2月28日(金) 午後3時00分

3 閉会 令和2年2月28日(金) 午後3時57分

4 場所 須坂市議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (11人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	谷口みづ子	推進委員	15番	竹前清孝
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	斎藤 稔	〃	16番	小林郁雄
農業委員	1番	坂本正雄	〃	8番	山岸和人	〃	18番	小林英次
〃	2番	茂木 都	〃	9番	中村嘉博	〃	19番	神林秀明
〃	3番	中澤秀樹	〃	11番	春原 博	〃	20番	豊田耕一
〃	4番	小林 昇				〃	21番	依田浩明
〃	5番	長野 衛						

6 欠席した農業委員 10番 宮尾哲雄 12番 平野 正

欠席した農地利用最適化推進委員 17番 市川和志

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利移動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利移動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会 2 月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、宮尾農業委員、平野農業委員から欠席の連絡をいただいておりますが、農業委員総数 14 人中過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

また、市川推進委員さんから欠席の連絡がありましたので申し添えます。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。今年は、温暖化に伴いまして畑にも雪がなく、農作業の方もはかどっているわけですが、とりわけ果樹の剪定作業等でお忙しい中、2 月総会にご出席いただきまして大変ご苦労様です。議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

それではさっそく、2 月総会に入らせていただきます。

2 月提出分の 3 議案につきまして、慎重審議をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、11 番 春原 博委員、13 番 田中 郁男委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第 35 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 1 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、推進委員さんで補足説明がございますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第 35 号の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 35 号の 1 件については、許可と決定しました。

議長 次に、議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 4 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

7 番 No.3 の東畑遺跡は、いつの時代の遺跡ですか。

事務局 縄文時代の頃と思われます。

8 番 No.3 ですが、12 ページの図面を見ますと当該地については、福島バイパスの建設にあたる場所かなあと思うんですが、もし遺跡が出てきた時は福島バイパスの工事に影響が出るのでしょうか。

事務局 生涯学習スポーツ課の担当者に聞きますと、もし遺跡が出てきたら本発掘を行うことになるだろうと。そして福島バイパスの工事に多少なりの影響はあるかもしれないとのことでした。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

16 番 No.4 の既存面積はどのくらいですか。

事務局 481.44 m²です。

議長 ほかにないようですので、採決を行います。議案第 36 号のNo.1 からNo.4 の 4 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 36 号のNo.1 からNo.4 の 4 件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 33 件を議題といたします。
なお、議案には 34 件とありますが、本日、No.1 の議案の取り下げがありましたので 33 件でお願いいたします。
最初に、No.2 からNo.11 の 10 件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 2 件ありまして、まずNo.6 ですが、借受人の住所が長野市大字高田で、No.8 の借受人の住所が信濃町となっていますが、現在も須坂市内で実績があるのですか。

説明員 No.6 ですが、借受人は須坂市〇〇町の〇〇さんの娘婿で須坂市で耕作をしたいということで申請されたと聞いています。
また、No.8 の借受人ですが、書類上は新規設定となっていますが、1 年ほど前から今回の利用権設定地で耕作をされていたという状況があります。実際、信濃町で推進委員をされていて、今後農業委員になるということで農業に精通している方できちんと通われて耕作をしたいと聞いています。

8 番 No.6 についてはわかりました。No.8 についても須坂市内で実績があるということですね。

説明員 そのとおりで、須坂市内で実績があります。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

18 番 No.4、No.5、No.10 の借受人は、新規就農者ですか。

説明員 3 年ほど前に須坂市に來られて、新規就農ということで須坂市で農業をされています。また、一昨年農林水産大臣賞を受賞されています。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。
議案第 37 号のNo.2 からNo.11 までの 10 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 37 号のNo.2 からNo.11 までの 10 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、第 37 号の議案No.12 からNo.17 の 6 件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようですので、推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番 No.15 で、借受人は須坂市内で実績があるのですか。

説明員 1 年ほど前まで、4 年から 5 年当該地で耕作されていたらしいです。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 37 号のNo.12 からNo.17 までの 6 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって議案第 37 号のNo.12 からNo.17 までの 6 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 37 号のNo.18 の 1 件について、審議いたします。

この案件については、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定に準じ、勝山修吉事務局長の退席をお願いします。

なお、議決後は着席を認めます。

議長

それでは、事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

21 番

この議案は再設定ですが、借受人のお宅は、息子さんも農業をされておりましてしっかり農業を行っていますのでよろしくをお願いいたします。

議長

ほかにないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 37 号のNo.18 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 37 号のNo.18 の 1 件については、決定とすることに決しました。

それでは、勝山修吉事務局長の着席を認めます。

議長

次に、No.19 からNo.27 までの 9 件について、審議いたします。

議長

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

11 番

No.26 の借受人の住所が高山村で利用権設定地が八町、No.27 は、借受人の住所が豊丘で利用権設定地が相之島なんです、実際しっかり耕作できるのですか。

説明員

今回の案件につきましては、再設定でありまして、現地を確認しましたところきちんと耕作をされている状況でした。引き続きしっかり耕作してもらえると考えております。

議長

ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 37 号のNo.19 からNo.27 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 37 号のNo.19 からNo.27 までの 9 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 37 号のNo.28 からNo.31 までの 4 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

3 番

No.28 ですが、譲渡人が病気等で耕作できないということで長野県農業開発公社を通して議案としたものです。よろしくをお願いいたします。

議長

ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決をいたします。
議案第 37 号のNo.28 からNo.31 までの 4 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは、挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 37 号のNo.28 からNo.31 までの 4 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 37 号のNo.32 の 1 件について、審議いたします。
なお、この案件については、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定に準じ、勝山修吉事務局長の退席をお願いします。
なお、議決後は着席を認めます。
それでは、事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

21 番 譲受人は、しっかり農業をされていて、また若い人を育てる里親もやられていて問題ないと思います。

議長 これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようでありますので、採決をいたします。
議案第 37 号のNo.32 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 37 号のNo.32 の 1 件については、決定とすることに決しました。
それでは、勝山修吉事務局長の着席を認めます。

議長 次に、議案第 37 号のNo.33 からNo.34 の 2 件について、審議いたします。

議長 事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

4 番 No.34 ですが、譲受人は 86 歳ですが、息子さんがもうじき退職されて一緒に農業をやるということだそうですのでよろしく願います。

議長 ほかにないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。
ないようですので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。
ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、採決をいたします。
議案第 37 号のNo.33 からNo.34 の 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
(賛成者挙手)
挙手全員であります。よって議案第 37 号のNo.33 からNo.34 の 2 件については決定とすることに決しました。

議長 以上で審議案件は終了いたしました。
次に、報告に移ります。
報告第 20 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件、
報告第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 3 件について、事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 質疑意見はございませんか。

19 番 No.1 ですが、場所はどのあたりですか。

事務局 公会堂の近くです。

議長 ほかにないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、2月総会を閉会といたします。
ご苦勞様でした。